

# 協会だより

(一社)秋田市建設業協会

## 目 次

### 1. 定例会議

- 理事会

### 2. 行事報告

- 新年挨拶回り
- 要望書の説明（秋田市契約課）
- 安全祈願祭
- 要望書の提出（秋田市長）

### 3. 部会・青年会等の活動

- 建築部会（秋田市建築関連団体連絡協議会監査・役員会）
- 建築部会新年会

# 1. 定例会議

## ○理事会

1月27日（月）

理事14名、監事2名、会長特命参与が出席し理事会を開催しました。

恒例により林会長の議長就任後、議事録署名人の指名にあたって、定款に定める議事録署名人として渡辺監事及び伊藤監事を指名しました。

次第により以下のとおり会議が行われました。

### 《報告事項等》

- ① 仁井田浄水場に関する要望書の提出（11/25）
- ② 建築部会役員会（11/27）
- ③ 土木部会忘年会（12/6）
- ④ 秋田市への新年挨拶回り（1/7）
- ⑤ 秋田市の入札制度等に関する要望説明（契約課・1/10）
- ⑥ 安全祈願祭（1/15）
- ⑦ 建築部会（秋田市建築関連団体連絡協議会役員会 1/16）
- ⑧ 秋田市の入札制度等に関する要望書の提出（市長・1/22）
- ⑨ 建築部会新年会（1/22）

事務局は9項目について概要報告を行いました。その後議長は補足説明を求めたが発言者はなく、議長は⑧の要望書提出時に市長から最低制限価格や低入札価格、秋田市工事請負業者選定要領及び総合評価等の要望について、状況を確認し善処する旨の回答があったことを伝え、理事会はこれを了承しました。

### 《議事》

#### 議案1 令和2年度 秋田市建設業協会通常総会について

総会開催日 : 令和2年5月下旬～6月上旬

※ 役員改選

※ 土木・建築・青年会総会は6月中旬

場 所 : 秋田キャッスルホテル

時 間 : 総会 16:00・懇談会 17:30～

事務局はこれまでの役員改選年の総会運営について説明を行い協議した結果、議長より開催場所、開催時間は前例に倣う事、開催日は秋田市長のスケジュールに配慮し、5/26・28・29を優先に、不調の場合は5/18～22の期間内の開催とすることを決め準備することとしました。

また、議長より令和2年度通常総会が「協会創立40周年」となる事から、総会時に記念品（5,000円相当、約100人分、協会名入り）を準備する旨提案があり協議した結果、理事会はこれを承認しました。

なお、その後協会の通常総会開催日について秋田市秘書課と協議した結果、5月19日（火）に開催することとしました。

#### 議案2 今後のスケジュール

令和2年度事業計画と予算について

事務局は来年度事業計画及び予算の作成にあたり、本日出席の各委員会及び各部会のトップと協議した結果、建築部会役員会は2/21（金）、土木部会役員会は

2/26(水)、企画委員会は2/27(木)、開催時間は何れも午前11時の開催とすることを理事会に諮ったところこれを承認しました。

尚、運営委員会および青年会についてはスケジュールを確認次第、開催日時等の決定しだい事務局から連絡することとしました。

石黒委員長から1/27午後3時過ぎ、運営委員会を3/17(火)午前11時開催とする旨の連絡がありました。

《協会の関係行事の日程等について》

① 工務委員会(令和2年度事業計画と予算 2/19 水 11時～)

② 建築部会(秋田市建築関連団体連絡協議会総会・懇談会 3/4)

議長は上記2項目について連絡を行いました。

《その他》

副会長から今後の世代交代を憂慮し、協会事業活動に対し協会員(社長)又は各社会長の何れかが関われるよう、運営委員会で検討してはどうかとの提案があり、今後定款等を確認し手続きの検討を行うこととしました。

次回の理事会開催日は、2月25日(火)、三役会10時、理事会11時と決め午前11時32分理事会を閉会しました。

## 2. 行事報告

### ○新年挨拶回り

1月7日(火)

秋田市長他、関係各部課所室、教育委員会および上下水道局に対し、協会の三役と運営委員長が新年の挨拶を行いました。

### ○要望書の説明(秋田市契約課)

1月10日(金)

秋田市への「令和元年度建設工事に関する入札制度等についての改善要望書」の提出を控え、秋田市契約課長及び課長補佐に対し、入札制度の検討等特別委員会小南委員長が要望書の要旨について説明を行いました。

### ○安全祈願祭

1月15日(水)

新年の初めに一年間の工事の無事故・無災害を祈り、秋田ビューホテルに於いて労働基準監督署の町田署長及び秋田市上下水道事業管理者他、秋田市関係部署の列席のもと安全祈願祭を行いました。

祭事終了後、ご来賓の方々と懇談会を行いました。

### ○要望書の提出(秋田市長)

1月22日(水)

林協会長及び小南入札制度の検討等特別委員長ほか両役員は、秋田市長と面談し令和元年度建設工事に関する入札制度等についての改善要望書を提出致しました。

# 要 望 書

令和2年1月22日

秋田市長 穂積 志 様

一般社団法人 秋田市建設業協会  
会 長 林 明 夫

## 令和元年度 建設工事に関する 入札制度等についての改善要望

秋田市政のますますのご発展をお慶び申し上げます。

平素より当協会に対しまして格別のご指導ご協力を賜わり、厚くお礼を申し上げます。

穂積市長におかれましては、市政の発展と市民の元気のため鋭意ご尽力されていますことに心から敬意を表します。

さて、平成から令和へと元号が変わり和やかな時代へと期待するなか、9月中旬の連続台風の上陸により、日本各地が広い範囲にわたり、観測史上記録的な暴風、大雨による被害に見舞われ、現在も多く被災者が不自由な生活を強いられています。想定を超える災害とはいっても速やかに善後策を講ずることが、秋田市及び災害協定を結ぶ建設業界の役割であり、市民の負託にいつでも適切に応えられるよう、日頃から官民の連携と企業力の維持が肝要と存じます。

現在、建設業界は働き方改革や担い手の確保と育成及び生産性向上など、取り組むべき課題が大変多い状況にあります。国の法整備により運用方針が示され、大手企業では労働環境の整備が着々と進められておりますが、地方に於いては今後具体的に改善を図っていかなくてはなりません。週休2日制や残業時間等の改善には、発注者と受注者それぞれが責務を果たすことが求められております。

地域インフラの守り手として、また雇用の確保と地元経済発展のため、今後も寄与して参りたいと考えておりますので下記のとおり要望させていただきます。

### 記

#### 1 最低制限価格制度について

秋田市最低制限価格制度取扱要領では、秋田市及び上下水道が発注する建設工事に対する最低制限価格の決定は、設計金額5千万円未満を対象として、予定価格に87%から91%の間の掛率を開札前の抽選により決め、予定価格にその率を乗じて得た額を最低制限価格としております。

しかし、最低制限価格を抽選により決めるやり方は、同制度の目的である工事の手抜き、労働条件の悪化及び安全対策の不徹底等を確実に抑止するものではありません。

多くの都市では国が推奨する中央公契連モデル（中央公共工事契約制度運用連絡協議会）を参考に、対象工事の直接工事費、共通仮設費、現場管理費および一般管理費を対象として最低制限価格を決めていることから、秋田市に於いても他都市を参考に制度の改正を要望致します。

#### 2 低入札価格調査制度について

公共建設工事の入札における予定価格は、市場の実勢価格の調査（取引実例価格、需給の状況、履行の難易度、所要数量、工期等）により得られた価格を基準として算出されており、本来、入札価格（受注額）との差の少ない契約が、適正な品質確保および担い手

育成等のため、現在望ましいものとされております。

そのため多くの都市では公共工事のダンピング受注への対策として、「低入札価格調査取扱要領等」を定めその防止に対処しております。

しかし、秋田市低入札価格調査制度取扱要領における失格判断基準では、「入札価格が調査基準価格を下回る価格で入札した者全員の平均入札価格に、10分の9.5を乗じて得た額を下回っていること」と定めており、この基準では同要領第3条の調査基準価格未満の額で決まる方向に誘引され、ダンピング受注の抑止にはなっておりません。

従いまして、秋田県低入札価格調査取扱実施要領の別表（第3条関係）失格判断基準（失格判断基準価格）を参考に改正されるよう要望致します。

### 3 働き方改革への取組みについて

働き方改革関連法案が昨年6月に成立した事により、建設業界は長時間労働の是正や違法残業の抑止、労働生産性の向上等について、令和6年度4月から完全対応が求められております。

そのため業界では労働者の環境改善、技術者や技能労働者の確保と育成への対応が急務となっており、また発注者側には、適正な工期設定と適切な予定価格、施工時期の平準化などが求められております。

今後これらについての対応は、会社経営に大きな負担と十分な準備期間の確保が必要なため、秋田市の同法案に対する具体的な考えや進め方についてご教示をお願い致します。

### 4 工事入札の質問回答日から入札書締切日までの期間について

秋田市が発注する建設工事の一部に於いて、質問回答日から入札書締切日までの期間（1日）が少なく、回答内容によっては要する積算額を入札書に加味することが出来ないため、質問回答日から入札締切日までの期間を5日間以上と規定する事を要望致します。

### 5 秋田市工事請負業者選定要領の土木工事・建築工事について

同要領第7条選定基準では、「土木工事、建築工事、電気工事、管工事、舗装工事又は造園工事を入札に付する場合は、当該工事の実施設計額に対する別表第1の等級に格付けされた者のうちから選定するものとする。ただし、実施設計額が5,000万円以上の土木工事及び建築工事を入札に付する場合は、別表第1のほか別表第2に掲げる者のうちから選定するものとする。」、更に別表第2では「実施設計額1億円以上では総合点数850点以上」と規定しております。

しかし現在秋田市土木Aの格付けは、総合点数850点以上が32社（32/46＝70%）となり、平成17年当初の26社（26/59＝44%）と乖離がみられ、また建築の格付においても同じ状況であることから、秋田市工事請負業者選定要領別表第2の土木工事及び建築工事総合点数850点の上昇変更と格付けの改正を要望致します。

### 6 地元建設業者への受注機会の増加について

中小建設業界における経営状況は、平成26年施行の「担い手三法」や、本年制定の「働き方改革関連法案」の主旨にあるように大変厳しい状況にあります。特に担い手の確保と育成を進めるうえでは、適切な積算に基づく工事の受注から適正な利潤を得て良好な労働環境の確保を実現しなければなりません。

若手入職者の確保は、秋田市の発展繁栄にも大きく関わることであり、秋田市の発注は元より、秋田市が補助金等の交付を行う社会福祉施設及び関与する施設建設にあたっ

ても、秋田市が従来から採用し、地元経済への波及効果が大いに期待できる「分離発注方式」や、「地元建設業者のみで構成する共同企業体」を、入札参加要件として頂きますよう、各関連部署及び各団体等に対しご指導頂きますようお願い申し上げます。

## 7 秋田市総合評価落札方式ガイドラインについて

秋田市公契約基本条例が平成26年4月に施行されて以来、当協会員は条例の趣旨に沿うべく、総合評価落札方式ガイドラインによる労働環境評価及び地元貢献評価の規定や、不履行による場合の「減点修正」にも応じてきております。

しかし最近の建設業界の労働者不足や資機材単価等の変動と不履行による減点により、総合評価への加点申請を見合わせるケースが増えております。このままでは、条例の形骸化が進み、建設産業の発展が危惧されることから、以下3点について要望致します。

### ① 労働環境評価について

各職種における労働者の最も安価な予定賃金を、入札時に申請しても、各工種の工程や進捗状況によって、当初予定した建設労働者の変更や増員となることは一般的であり、入札時に評価をすることは現実的ではありません。

また、工事完成後における最も安価な支払賃金の履行査定は、受注者が第二次以下の下請業者と契約を結ぶ実態が無く、建設労働者に支払われる賃金は、第一次下請業者等の権限によることから、受注者は第二次以下の下請業者が雇用し建設労働者に支払った賃金を把握することは困難であります。

以上のことから工事完成後において、受注者が直接契約を結ぶ第一次下請業者の労働者に支払った賃金のみをその評価の対象とし、入札時には前回までの実績を評価する方式へと改正することを要望致します。

### ② 地元貢献評価について

入札時に下請業者の選定及び資機材調達先の計画を評価されても、受注後における市中の工事量、地元建設労働者や重機等の不足、工事進捗状況等による工程・工法変更、並びに資機材や労働者の単価高騰により、当初の評価内容で工事が完成することは稀であることから、入札時に評価することは現実的ではありません。

従って入札時の評価を改め、工事完成後に実績として査定し、入札時には前回までの実績を評価する方式へと、改正することを要望致します。

### ③ 工事成績評定から減点することについて

物づくりへの熱意、蓄積された技術の研鑽による匠、その結果を出来形・見栄え・品質などについて高い評価を得ることは、技術者冥利に尽き誉れでありました。

しかし、総合評価落札方式の労働環境評価及び地元貢献評価の査定が、工事成績評定点から減点されることとなり、良質な品質確保を目指した技術者の意識が低下しています。

労働環境及び地元貢献の評価は、成果品の品質の評定とは異質であることから、同ガイドライン7実績等評価項目の「過去2年間の同一工種における工事成績評定点」とは分離し、総合評価の別項目として前回までの実績を評価する方式へと改正する事を要望致します。

### 3. 部会・青年会等の活動

#### ○建築部会

##### (秋田市建築関連団体連絡協議会監査・役員会) 1月16日(木)

秋田市建築関連団体連絡協議会役員会が協会会議室で開催され、協会建築部会からは林会長ほか5名、秋田管工事業協同組合から4名及び秋田県電業協会から5名が出席しました。

事務局は令和2年定時総会に関連するこれまでの経緯を報告し、開催日を令和2年3月4日(水)、会場は秋田キャッスルホテル、開催時間は定時総会午後5時、懇談会午後5時30分とすることについて協議したところ、役員会としてこれを承認しました。

また、議案1の「平成31年・令和元年報告及び収支決算の承認について」、議案2の「令和2年事業計画(案)及び収支予算(案)について」、事務局が説明後、議長は意見・質問を求めたが発言者はなくこれを役員会は承認しました。

議案3の「役員改選(案)について」は、例年通りの進め方で総会に諮ることを承認し、各団体総会後の新役員が決定した後、役員会を開催し確定することとしました。

最後に来賓案内先の確認及び総会・懇談会の役割(議長・司会等)担当が管工事であることを確認し、役員会は午前11時23分閉会しました。

#### ○建築部会新年会

1月22日(水)

秋田市大町料亭濱乃家に於いて会員23名が出席し、来賓の方々と建設現場の安全管理や工法及び建設業界の働き方改革などについて、広く意見交換を行いました。